

上矢作小学校いじめ防止基本方針

令和4年度

<はじめに>

ここに定める「上矢作小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条及び令和3年4月1日に改定された「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

県方針：2 いじめの定義（抜粋）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・ いじめは、どの子にも起こり得るもの。
- ・ いじめは、自分からは言いづらいもの。
- ・ いじめは、見ようと思って見ないと見つからないもの。

（３）学校としての構え

- ・ いじめを許さず、子どもをしっかり守る。
- ・ 心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・ 全ての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
- ・ 早期発見、早期対応はもとより、未然防止に努める。
- ・ いじめが解消したと即断せず、継続して見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

- ・居場所と繋がりによる魅力ある授業・学級・学校づくり
児童等にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。
- ・生命や人権を大切にする指導
一番大切なものは、命。自分だけではなく自分の周りの全ての命を大切にする。
- ・全ての教育活動を通した指導
道徳、学級活動、学校行事、児童会活動を通して、道徳教育、人権教育、体験活動等の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 校内連携体制の充実
組織的に情報を収集し、事実確認をし、共通理解する。
- (2) 共感的な人間関係の醸成
本人や保護者の心情を十分理解し、一緒に解決していこうという姿勢を大切にする。
- (3) アンケート調査等（定期的）の実施や保護者との連携
思い込みや決め付けで指導せず、正確な情報収集をする。
 - ・アンケート調査実施後、即日記入内容について本人から聞き取りを行い、状況に応じてケース会議を開催したり、全職員で情報を共有したりして、指導に活用する。

4 いじめ防止対策委員会の設置

- (1) いじめ未然防止等の校内研修を企画・実施する。
本年度は、インターネットやゲームを通じて行われるいじめについても学習し、その対策を検討する。（保護者と共に）
- (2) いじめ防止対策委員会を設置する。
本委員会は、管理職、教務、教育相談コーディネーター、生徒指導主事、学習部長、生活部長、養護教諭、**関係教職員**、その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー等）を構成員とする。管理職の指揮の下、生徒指導主事がいじめ防止担当として、いじめ防止等の連絡、調整、対応を迅速かつ適切に行う。
また、重大事態が疑われる場合は、いじめ重大事態対策委員会を設置し、学校設置者の指導助言を得ながら、迅速かつ適切に対応にあたる。いじめ重大事態対策委員会は、いじめ未然防止対策委員会の構成員に加え、小中学校運営協議会委員を構成員とする。

5 いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
定期的に実施	・なかよしアンケート・・・2か月に1回実施 ・生徒指導交流（児童情報の交流）・・・毎週の打合せで実施 ・いじめ防止対策委員会・・・いじめの発生が疑われる場合	

4	・支援を要する児童・生徒指導上配慮する児童の共通理解 ・学級開きで、いじめは絶対に許さないという教師の構えを伝える。 ・なかよしアンケートの見直し・検討 ・PTA総会において、いじめ防止基本方針を学校長が説明する。 ・学校、学級便りによる学校がいじめ防止基本方針の発信 ・職員研修「食物アレルギーの理解と対応」 ・個別懇談	
5	・スクールカウンセラーの紹介 ・第1回QU検査の実施	連休の指導
6	・教育相談週間	
7	・職員研修 「いじめ未然防止」 ・職員取組評価 学校評価	夏季休業の指導
8	・職員研修 「QU 結果分析」	
9	・2学期スタートに向けての子どもの様子交流	
10	・第2回QU検査の実施	
11	・教育相談週間 ・児童会による「良いこと見つけ」の取組	
12	・「ひびきあいの日」 ・個別懇談 ・職員取組評価 学校評価 ・QU検査の結果分析	冬季休業の指導
1	・3学期スタートに向けての子どもの様子交流 ・次年度に向けての「いじめ防止基本方針」の見直し	
2	・教育相談週間	
3	・支援を要する児童の様子まとめ ・本年度のまとめ	学年末休業の指導

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の対応

- ・「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等役割を明確にした組織的な動きを作る。
- ①いじめの兆候把握→ 速やかに情報共有し、確実な事実確認を行う。
- ②いじめの事実(疑い)確認 → いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全を確保し、組織的に情報を収集する。
- ③いじめの事実確認→ 教育委員会に報告。いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、連携しながら児童への指導にあたる。
- ④いじめた児童→ 保護者との連携の下、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ⑤いじめを受けた児童→ 保護者と連携して、児童を見守り、心のケアに十分配慮した事後の対応に留意する。

(2)「重大事態」と判断された時の対応

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

- ・上記の場合、以下の対応をとる。また、被害児童の保護者より重大事態であるとの訴えがあった場合も、同様の対応を行う。

①教育委員会へ「第一報」を入れる。

②教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。

③調査結果については、教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童およびその保護者に対しても事実関係および必要な情報を適切に提供する。

※児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に報告し、適切な援助を求める。

(3) いじめ解消の定義

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず「解消してる」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ当該児童を日常的に注意深く観察する。

7 再発防止・見届けの手段

- ・いじめの再発を防止するために、次の2点を継続して行っていくものとする。

①いじめを受けた（受けていた）児童に対して、定期的（月1回を目安）に面談を行い、現状の確認に努める。

②職員の打ち合わせ等で確認をし、複数の目で見届けを行っていく。保護者との連携も継続して行う。

8 学校評価における留意点

- ・いじめの事実把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加えて、学校の取組を適正に評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報等の取り扱い

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合を考慮し、一次資料は、その児童が卒業するまで、二次資料は、5年間金庫に保管する。（一次資料とは、児童による「なかよしアンケート」「メモ」等の資料をいう。二次資料とは、教師による事実聴取、指導記録等の資料をいう。）